

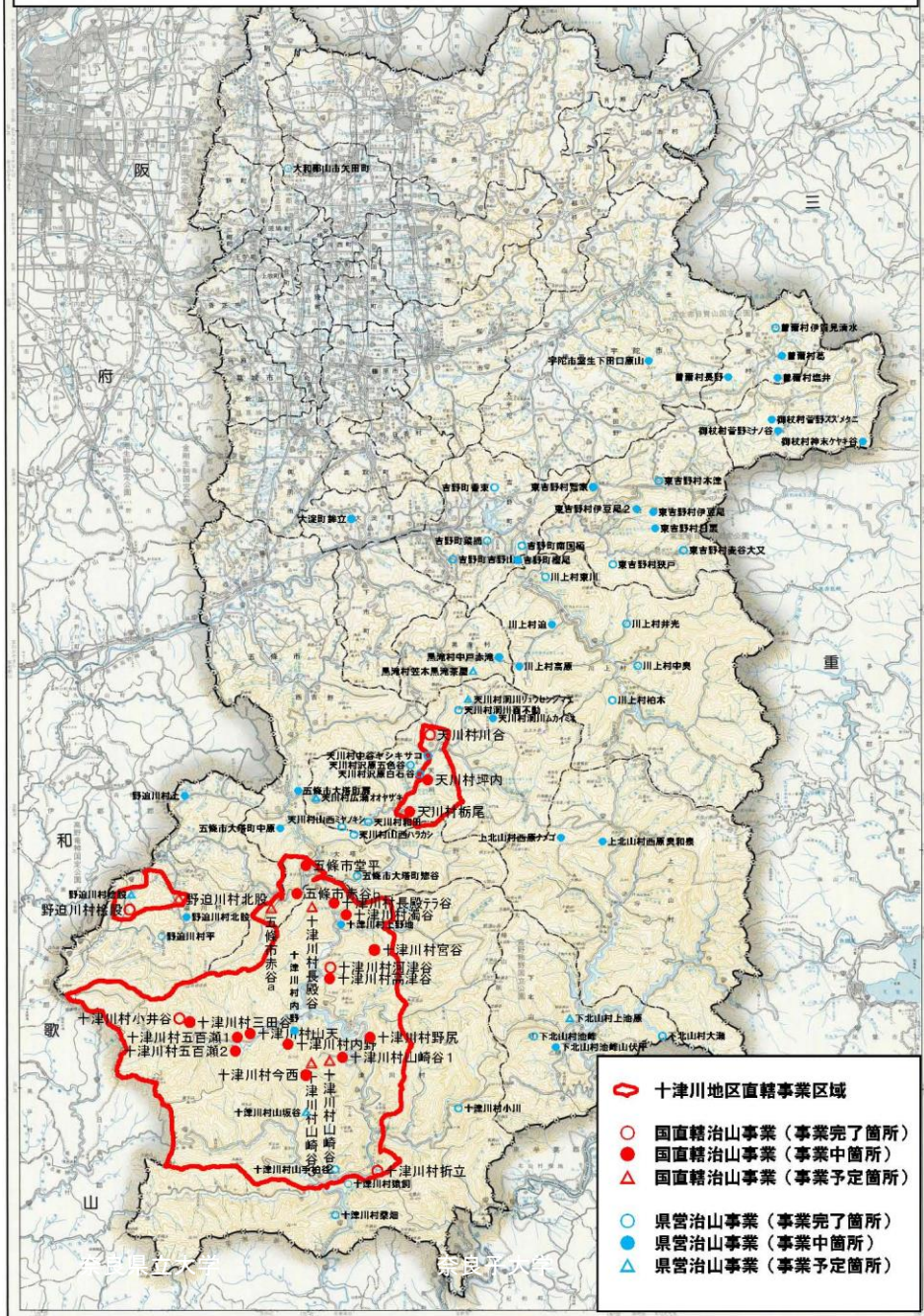
国直轄治山事業等の着実な推進

【担当省庁】林野庁

奈良県における取り組み

H29.4.1現在

紀伊半島大水害における 国直轄事業と県営治山事業の主な実施箇所（含予定箇所）



県では、紀伊半島大水害からの復旧・復興に向けて、「百年の計に立ち、『災害に強く、希望の持てる』地域を目指す。」を基本方針とした復旧・復興計画及びそれを具現化するためのアクション・プランを策定し、取り組みを行っているところ。

当該計画では、平成23年度から26年度までの期間を、復旧事業を迅速に重点的に進めるための集中復旧・復興期間と定め、続く平成27年度から32年度までを中・長期として、地域の再生・復興に向けて取り組む期間とし、積極的な事業展開による復旧工事の進捗を図っているところ。

国にお願いすること

1. 国直轄治山事業の着実な推進

・計画的な事業の進捗

早期の復旧を図るため、所要予算の確保及び事業の迅速かつ効果的・効率的な実施に努められたい。

特に、大規模な崩壊により大量の土砂が流出している熊野川本流の天川村坪内地区・十津川村宇宮原(濁谷)地区、熊野川支流神納川の十津川村神納川地区・内野地区については特段の配慮をお願いしたい。

2. 県が実施する治山事業にかかる予算の確保

崩壊箇所の着実な復旧のため、県が実施する山地治山関係事業にかかる予算の確実な確保を図られたい。

- ・紀伊半島大水害の被災箇所は大規模な崩壊地が多く、被害規模が大きいことや件数が多いことから、早期の復旧に向けて治山事業費補助金の予算の確保を図られたい。
- ・集中豪雨等による山地災害を未然に防ぎ、住民の安心・安全に資するためにも予防的措置が必要なことから農山漁村地域整備交付金の予算の確保を図られたい。

(千円)

要望額(H29)	552,500
決定額(H29)	285,236